

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	ホンダ	リ エ
同	辻	義 隆

## 住民監査請求について（通知）

令和 6 年 3 月 13 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

### 記

## 第 1 請求の受付

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については住民監査請求書（以下「請求書」という。）等記載の内容を、請求人等の特定につながるものを除き、原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

### 1 請求の要旨

#### (1) 対象となる財務会計上の行為

大阪市東成区保健福祉課その他の関係部署の職員が行った以下の財務会計上の行為（以下「本件公金支出」という。）

- ア A に対する、老人福祉法 11 条 1 項 2 号に基づく特別養護老人ホーム入所措置等に要した費用の支出
- イ A に対する生活保護費の支出
- ウ 令和 5 年 6 月 7 日頃の、A に対する後見開始の申立てで必要となった費用の支出
- エ 令和 5 年 8 月頃及び同年 12 月頃の C 弁護士に対する弁護士費用の支出

#### (2) その行為が違法又は不当である理由

ア A は、自宅で家族同然の暮らしをしている飼い犬と日常的に触れ合っていたこととあって、抗血小板薬の副作用により何もなくても内出血が発生する状態であったから、B は、A の介護関係者に対し、このことを日頃から説明していた。

また、A の左目周囲にひどい内出血が発生した令和 5 年 2 月 9 日、B は A を D 脳神経

外科病院（大阪市E区）に連れて行き、頭部外傷に関する詳細なCT検査の結果として頭蓋内出血も骨折もないことを確認してもらったし、同月10日の朝にはこのことをAの介護関係者にも伝えていた。

それにもかかわらず、大阪市は、同日時点のAの左目周囲の内出血の様子を主たる根拠として、同日、Aに対し、高齢者虐待防止法9条2項に基づく緊急一時保護として、老人福祉法11条1項2号に基づく特別養護老人ホーム入所措置（以下「本件一時保護措置」という。）に踏み切った。

また、Bは、大阪市に対し、同日の晩以降、抗血小板薬の副作用等の事情を繰り返し説明したにもかかわらず、大阪市は、D脳神経外科病院に対する問い合わせすらしなかった。

そのため、Aに対する、老人福祉法11条1項2号に基づく特別養護老人ホーム入所措置等に要した費用の支出は不当な公金の支出であるといえる。

イ 大阪市は、令和5年2月22日付で、Aに対し、改めて老人福祉法11条1項2号に基づく特別養護老人ホーム入所措置（以下「本件入所措置」という。）、及びこれに付随する処分として高齢者虐待防止法13条に基づく面会制限措置（以下「本件面会制限措置」という。）を行った上で、その頃からAに対する生活保護費の支出を開始するとともに、同年6月7日頃、Aについて後見開始の申立てをした。

ところで、Bは同居の娘としてAを扶養していたし、AはBの自宅で元気に過ごしていたし、体重は約49.5kgであった。

しかし、Aは本件一時保護措置後の5月26日には35.8kgまで減少するなど急激に体調が悪化した結果、同年3月30日時点では長谷川式認知症スケール及びMMS Eがいずれも0点となるなど廃人同然の状態になった。

また、その後にくらかはAの体調が回復したかもしれないものの、少なくとも令和5年11月から令和6年1月にかけてAの認知症等の悪化が急速に進んでおり、同月30日に大阪市東成区役所でBと面会した際、自宅に帰りたくて繰り返し述べていたAはBの名前をかるうじていえたにすぎなかったし、一人で立っておくこともできなかったことからしても、BがAを虐待していたという大阪市の判断は間違っていたといえる。

そのため、Aに対する生活保護費の支出は生活保護法4条1項に違反する違法な公金の支出であるといえるし、Aに対する後見開始の申立ては「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」に該当しない点で老人福祉法32条に違反する違法な公金の支出であるといえる。

ウ（ア）Aについて本件入所措置及び本件面会制限措置（以下「本件入所措置等」という。）を継続する理由は全くないから、本件入所措置等の取消訴訟に対する応訴のために大阪市がC弁護士に依頼する必要もなかったといえる。

そのため、C弁護士に支払った弁護士費用は不当な公金の支出であるといえる。

（イ）令和5年8月頃のC弁護士に対する着手金のうちの5万5000円（税込み）、及び令和5年12月頃のC弁護士に対する着手金のうちの5万5000円（税込み）はいずれも、Bと大阪市職員の尋問が実施される見込みであることを前提とした公金の支出である。

しかし、大阪市としては、Bには本件入所措置等の取消訴訟の原告適格はないと

主張しているのであるから、少なくともBと大阪市職員の尋問が実施される見込みであることを前提とした合計 11 万円の公金の支出は不当な公金の支出であるといえる。

(3) その結果、大阪市に生じている損害

本件公金支出相当額の損害が大阪市に生じている。

(4) 請求する措置の内容

ア 本件入所措置等を直ちに解除することで、本件入所措置等の継続によりこれ以上の費用が大阪市に発生することを防止する措置

イ 大阪市東成区保健福祉課その他の関係部署の職員に対し、損害を補填させる措置

(5) 行為から1年以上経過している場合における正当な理由

Aに対する、老人福祉法11条1項2号に基づく特別養護老人ホーム入所措置等がMBSテレビで報道されたのは令和5年11月9日であるから、同日がその行為の存在及び内容を知ることができた時点であるといえる。

そして、本件請求は、そのときから相当な期間内になされたものといえるから、行為から1年以上経過している場合における正当な理由であるといえる。

(6) 関連事情

令和6年3月11日に請求者代理人が電話で大阪市行政委員会事務局監査部監査課に問い合わせをした際、本件請求について、住民監査請求監査（令和5年度—3）で示された理由からすれば却下される可能性があることを指摘された。

しかし、本件請求は、当該監査と異なり、請求者の個人的利益のためではなく、専ら請求者を含む住民全体の利益のために（最高裁昭和53年3月30日判決参照）、本件公金支出の違法性又は不当性を主張するものである。

そのため、そのような指摘が失当であることは明らかであるといえる。

## 第2 判断

本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討した結果、下記のとおり判断となった。

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求は、長や関係職員等による違法、不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が監査委員に対して監査及び防止、是正の措置を請求することにより、地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保することを目的としている。

また、住民監査請求が適法な請求となるには、長や関係職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等

が違法として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

この点、最高裁判所昭和 53 年 3 月 30 日判決では、住民訴訟における住民の有する訴権は、住民全体の利益を保障するために法律によって特別に認められた権利であり、原告は、自己の個人的利益のためや地方公共団体そのものの利益のためではなく、専ら住民全体の利益のために、いわば公益の代表者として地方財務行政の適正化を主張するものである旨判示している。

また、仙台高等裁判所平成 17 年 10 月 12 日判決では、怠る事実の住民監査請求について、狭義の「対象の特定」だけでは足りず、その「怠る事実」に係る違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要がある（「違法事由の特定」、換言すれば、広義の「対象の特定」）と解すべきである旨判示している。

これらの判決によれば、住民監査請求は、専ら住民全体の利益のために、公益の代表者としての立場において請求するものであって、ある特定個人の具体的権利利益を保護するためのもではなく、また、当該財務会計行為等が財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を個別具体的に摘示する必要があると解される。

本件請求において、請求人は、大阪市が、市民である A 氏（以下「A」という。）に対して高齢者虐待防止法に基づく緊急一時保護や、その後の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームへの入所措置（以下「本件入所措置」という。）等を行ったが、それは、A の娘である B 氏（以下「B」という。）が A を虐待していたという大阪市の誤った判断に基づいて行われたものであるなどと主張し、これらの措置に伴い本件入所措置等に要した費用が違法、不当に公金支出されているとして、本件入所措置等を直ちに解除することを求めるとともに、大阪府関係部署の職員に対して損害を補填させる措置についても求めている。

しかし、請求書や添付の事実証明書の内容からすると、請求人は、本件入所措置や面会制限措置等に伴う A 及び B に関する公金の支出について、住民監査請求制度を通じた是正を求めながらも、公益の代表者としてではなく、専ら A 及び B という特定市民の個人的かつ私的な利益を主張しているものと解され、地方財務行政の適正な運営を確保し、住民全体の利益を保障することを目的とする住民監査請求制度本来の対象とするところではない。

また、請求人は、大阪市が本件入所措置や面会制限措置の各取消訴訟において、B には原告適格がないと主張しているにもかかわらず、訴訟代理人弁護士への着手金に B 及び大阪市職員の尋問がされる見込みであることを前提としてその費用を計上し、支出していることは不当であると主張する。

しかしながら、訴訟においては、大阪市の主張内容が必ずしも認められるとは限らず、そ

もそも着手金とは事件の委任に伴い受任者に支払われるものであり、あくまで尋問などが実施される「見込み」を考慮して算定されるものである。

したがって、請求人の主張は当該支出の不当性を摘示したものとは認められない。

以上のことから、本件請求はいずれの点においても、法第 242 条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。